

(お知らせメモ)

福島第二原子力発電所における不適合処理・保守状況について

2022年10月6日

東京電力ホールディングス株式会社

福島第二原子力発電所

当所における不適合処理・保守状況について、当所ホームページに以下の内容を掲載しましたのでお知らせいたします。

- 福島第二原子力発電所作業におけるクレーン無資格操作等に関する富岡労働基準監督署からの元請企業の是正勧告書の受領について

以 上

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
福島第二原子力発電所 広報部 0240-25-4111 (代表)

2022年10月6日

福島第二原子力発電所作業におけるクレーン無資格操作等に関する
富岡労働基準監督署からの元請企業の是正勧告書の受領について

東京電力ホールディングス株式会社
福島第二原子力発電所

1. 発生状況

2022年9月14日、福島第二原子力発電所構内の3,4号廃棄物処理建屋1階において、焼却炉の修理工事に従事していた協力企業作業員が焼却炉の排気浄化装置に取り付ける排気ガスフィルターを当該建屋の中地下1階に小型クレーンで吊り下ろし、床面に置いた状態で荷解きをする際に排気ガスフィルター1体を損傷させました。

本件について、発生経緯などを確認している中で、当該作業員がクレーン操作に必要な講習を受けずに作業を行っていた旨、9月22日に元請企業である日本ガイシ(株)より当所に連絡がありました。

また、その後の調査で、別の作業員が玉掛作業*¹に必要な資格証を紛失していた*²ことを確認しました。

*1 玉掛作業：荷を吊り上げるクレーンのフックに、荷を掛けたり外したりする作業

*2 当該作業員はもともと資格を有しており、9月27日資格証を再交付済み

2. 対応状況

今回、労働安全衛生法で求められている特別講習の受講や資格証を携帯せず
に作業を行ったことに対して、当所から日本ガイシ(株)に事実関係を整理す
ることを指示し、当所として当該作業を中断し調査を進めておりました。

上記二つの事案は法令に抵触する可能性があるため、元請企業の日本ガイシ
(株)から、9月26日、富岡労働基準監督署へ報告した旨、当所に報告があ
りました。

労働安全衛生法第29条第1項では、関係請負人および関係請負人の労働者
が、当該仕事に関し、この法律またはこれに基づく命令の規定に違反しないよ
う必要な指導を行わなければならないことが求められており、本日、日本ガ
イシ(株)から、富岡労働基準監督署より労働安全衛生法違反としての是正勧
告書を受領した旨、当所に報告がありました。

3. 今後の対応

当所は、本事案を受けて、現在実施中の工事において、工事に必要な有資格
者が配置されていること、および日々の作業で資格が必要な作業時に有資格者
が配置されていることを引き続き確認してまいります。

なお、トラブル等情報として福島第二原子力発電所および福島第一原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所で共有し、また、安全推進協議会で各協力企業にも周知します。

また、作業に必要な有資格者の配置および作業を行う場合は資格証を所持することを再徹底するよう注意喚起をしました。

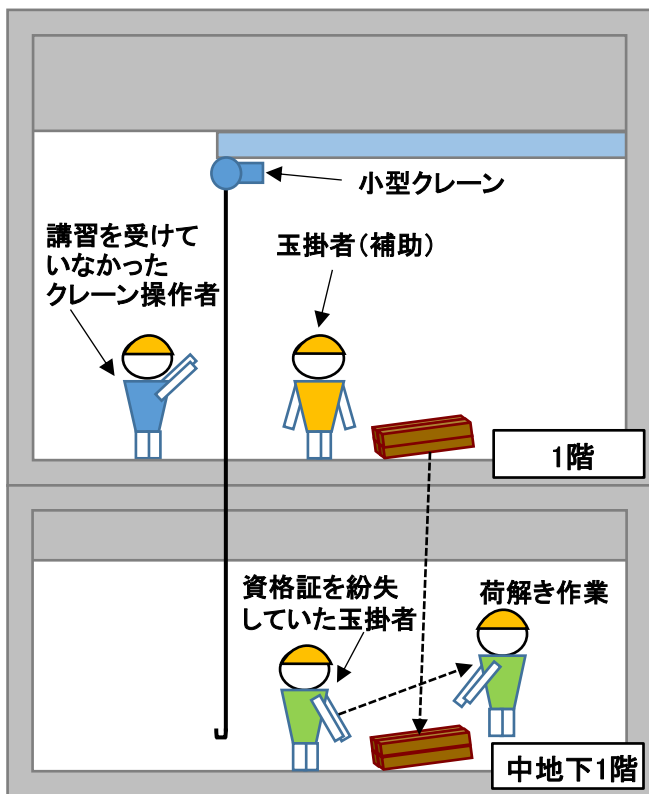
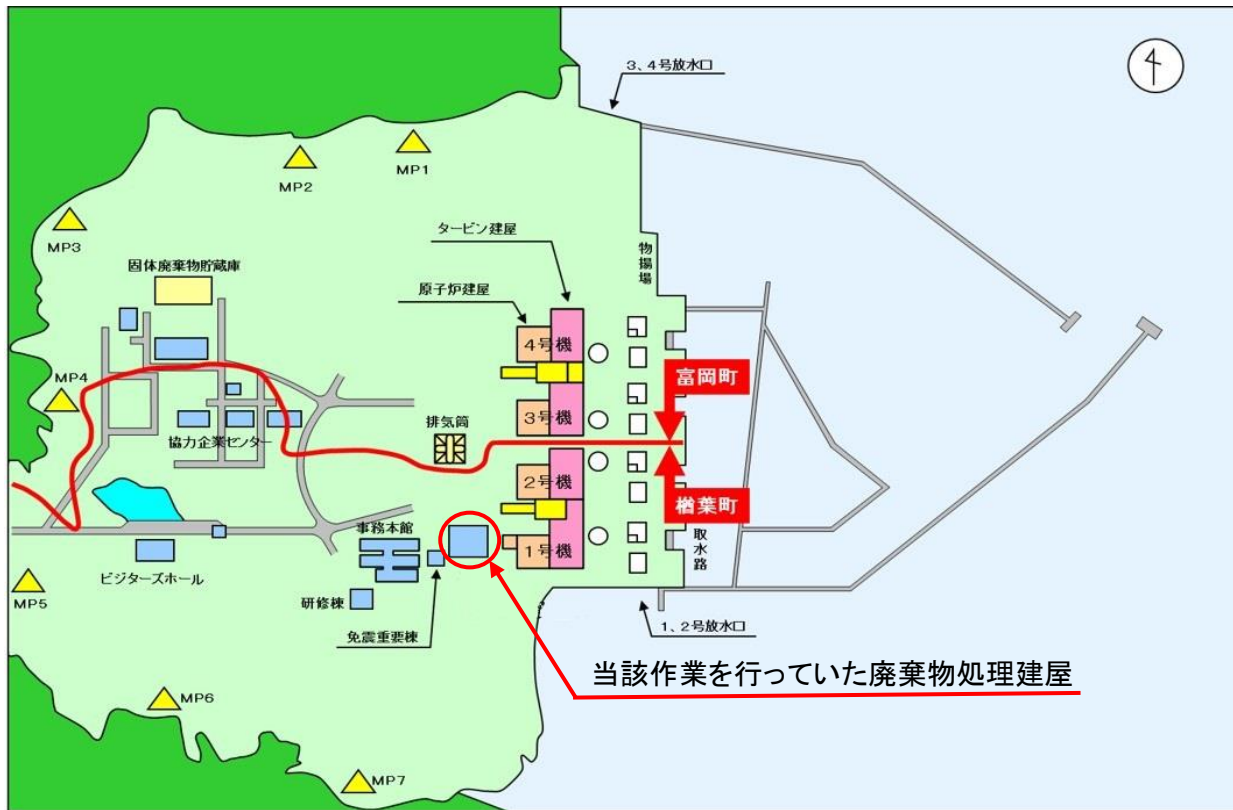
是正勧告書の受領を踏まえ、協力企業とともに再発防止に努め、引き続き安全確保を最優先にプラントの安定維持に取り組んでまいります。

以 上

○添付資料

福島第二原子力発電所 現場概略図

福島第二原子力発電所 現場概略図



当該作業イメージ図(廃棄物処理建屋内)



操作した小型クレーン



荷解き作業で破損した排気ガスフィルター